

退職金共済制度

みどり市では、退職金共済制度の加入を促進し、従業員の福祉増進・雇用の安定を図り中小企業の振興に寄与するため、国・県の退職金制度に新規加入・追加加入・掛金増額をした中小企業者に対し、掛金の一部を補助する制度を設けています。

【対象となる制度】

中退共	中小企業退職金共済制度
特退金	特定退職金共済制度

【対象となる中小企業者】

資本金又は従業員数のいずれかが次の区分に該当する方です。

区 分	資 本 金	従 業 員 数
製 造 業 等	3 億円以下	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
サービ業	5 千万円以下	100 人以下
小 売 業	5 千万円以下	50 人以下

【対象となる共済契約】

令和3年2月1日から令和6年12月31日までに契約があったもの

- * 新規加入 (初めて加入された事業所)
- * 追加加入 (新しく従業員が加入した場合)
- * 掛金増額 (加入していた従業員の掛金を増額した場合)

【補助金の額・期間】

被共済者(従業員) 1人につき月額500円、36ヵ月に限り補助します。

【申請に必要なもの】

下記書類を必ずご持参ください。

- ① 印鑑(個人は個人印、法人は代表者印)
- ② 「お客様の情報の利用に関する同意書」(用紙は商工会にあります。)
- ③ 振込希望金融機関の預金通帳
- ④ 市税の「未納税額のないことの証明書」(令和7年1月6日～9日発行)
※「利子補給」と同時に申請する場合、証明書は一通で結構です。
- ⑤ 新規加入・追加加入・掛金増額の事実が証明できる書類(申込書の写し等)

【申請の日程】

令和7年1月7日(火)・8日(水)・9日(木)

受付時間は、午前9時～午後4時30分まで(みどり市商工会館・商工会東支所)
(正午～午後1時までは、休憩時間となります。)

※ 東支所は1月9日(木)のみの受付となります。

※この期間を過ぎると補助金の申請は受けられませんので、期日を厳守してください。

※みどり市商工会での受け付けは、当会会員及び大間々町・東町の方が対象です。

みどり市商工会 TEL 73-6611・東支所 TEL 97-2201